

# 個タク法令教科書(1)

## 入門編（法令科目の全体像）

**AIMOTO**

### 第1編 入門編（法令科目の全体像）

第1	道路運送法と関連法令について	1
第2	タクシー業務適正化特別措置法と関連法令について	12
第3	道路運送車両法と関連法令について	14
第4	法令集の使い方と法令の仕組み等について	16

### 第2編 本論編

第1章	道路運送法	21
第1	道路運送法の目的と守備範囲等	21
第2	タクシー事業の許可と運賃料金、運送約款の認可	24
第3	運送の引受け義務と運送の順序	45
第4	事業計画の変更と事業計画に定める業務の確保	47
第5	タクシー業務、安全等と公衆保護に関する規定	50
第6	タクシー事業に関する規定	59
第7	自家用自動車の使用	65
第8	雑則	66
第2章	旅客自動車運送事業運輸規則	73
第1	旅客自動車運送事業運輸規則の目的と一般準則等	73
第2	事業者	76
第3	運行管理者・乗務員・旅客・雑則	89
第3章	タクシー業務適正化特別措置法	97
第1	タクシー業務適正化特別措置法の意義と目的等	97
第2	タクシー業務適正化事業	101
第3	タクシー業務の特別規制	103
第4	雑則	110
第4章	道路運送車両法	111



# 個人タクシー試験対策 個タク法令教科書

## はしがき

本書は、個人タクシー試験を受験する人を対象とした法令科目の教科書として執筆しました。本書の執筆以前には、個人タクシー試験に出題される法令科目については個人タクシー実務必携（大成出版）などの法令集で条文を直接読んで理解する以外に学習する方法がなく、受験生向けに法令科目について解説した文献は見当たらなかったと思います。

しかし、法令というのは厳格なルールに従って書かれており、しかも、その法令が作られた理由や、その法令を適用した場合の具体例などは法令の条文自体には書かれていません。ですから、条文だけを読んで法令に書いてあることをキチンと理解するのは非常に困難です。

そこで、本書は、法令が作られた理由や具体例を加え、さらに法令自体を直接読まなくても法令に書いてある意味内容を理解できるようにすることを目指して執筆しました。本書を読むだけで個人タクシー試験に出題される法令等についての全てが理解できるはずです。そして、少なくとも平成 17 年以降に関東運輸局で出題された個人タクシー法令試験の問題は解けるようになるはずで

す。

そうはいつでも、本書はそれなりに分量があります。本書を読んで条文の意味内容が理解できたならば、その後は、条文だけを読んだ方が読むべき量は圧倒的に少なくてすみます。ですから、本書を数回読んで法令に書いてあることを理解できたならば、その後は法令集の条文を直接読んでみましょう。

法令集については、六法全書や個人タクシー実務必携など、書いてある条文自体に変わりはありませんから一人ひとりが使いやすいものを利用されればい

いでしょう。必要な法令をインターネットで収集することもできます。

私が作成した「個人タクシー試験対策法令集」は、条文の順番に読んでいくと関連法令や通達等がその条文の直後に記載してあり、ページをペラペラとめくらなくても読めるように編集してあります。その上、重要部分の強調や補足情報も加えてあります。

また、「個人タクシー試験対策法令集&問題集」は、上記の法令集に問題を加えたもので、条文ののちに、その条文から出題された関東運輸局出題の過去問が掲載されていますから、法令集と過去問集の両者を兼ねています。なお、問題だけを収録した「個人タクシー法令試験対策問題集」もあります。

これらは、Amazon (<https://www.amazon.co.jp>) や筆者が運営するサイト「個タク法令試験必携」(<http://daiichij.s17.xrea.com>) でも販売していますので、必要な方はご利用ください。筆者のサイトは裏表紙のQRコードからもアクセスすることができます。

なお、各地方ごとに取扱いが異なるものがいくつかあります。試験にはほとんど出題されませんが、それらについては東京の特別区・武三交通圏に適用される通達等に従って記述しました。

最後に、個人タクシー事業を開業するために最も難しいことは、許可または認可されるまで無事故・無違反で営業を継続することです。本書を利用して学習された方が無事故・無違反を継続し1日でも早く個人タクシー事業を開業することができるよう、お祈りしています！

平成30年9月9日 aimoto

# 目次

## 第1編 入門編（法令科目の全体像）

第1	道路運送法と関連法令について	1
1	道路運送法の守備範囲と旅客自動車運送事業の種類	
2	道路運送法の概要	
3	道路運送法の附属法令	
4	通達と告示	
5	お役所の組織と権限の委任	
第2	タクシー業務適正化特別措置法と関連法令について	12
第3	道路運送車両法と関連法令について	14
第4	法令集の使い方と法令の仕組み等について	16
1	個人タクシー法令試験で出題される法令等一覧	
2	条文に書いてある言葉のルール	
3	法律の書き方の仕組み、条文の読み方等について	

## 第2編 本論編

第1章 道路運送法	21
第1 道路運送法の目的と守備範囲等	21
1 道路運送法の目的	
2 道路運送法の守備範囲と旅客自動車運送事業の種類	
第2 タクシー事業の許可と運賃料金、運送約款の認可	24
1 タクシー事業の許可	
2 運賃・料金の認可と届出	
3 自動認可運賃（運賃料金認可処理方針）・公定幅運賃	
4 運賃改定手続（運賃料金認可処理方針）	
5 運賃料金制度	
6 運賃と料金の割戻しの禁止	
7 運送約款	
8 標準運送約款	
9 運賃・料金と運送約款の掲示・公示・表示	
第3 運送の引受け義務と運送の順序	45
1 運送引受け義務と運送の引受け・継続の拒絶	
2 運送の順序	
第4 事業計画の変更と事業計画に定める業務の確保	47
1 事業計画の変更	
2 事業計画の変更手続	
3 事業計画の変更手続の省略	
4 事業計画に定める業務の確保	
第5 タクシー業務、安全等と公衆保護に関する規定	50
1 禁止行為（区域外営業）と乗合旅客の運送	
2 安全のための規定	
3 事故に関する規定	
4 自動車事故報告規則	
5 輸送の安全にかかわる情報の公表	
6 公衆の利便を阻害する行為の禁止	

第6	タクシー事業に関する規定	59
1	事業改善命令	
2	名義貸しと経営の貸渡しの禁止	
3	事業の譲渡と相続	
4	事業の休止と廃止	
5	事業の停止・許可の取消し等	
第7	自家用自動車の使用	65
第8	雑則	66
1	運送命令と損失補償	
2	条件と期限	
3	期限更新等取扱い	
4	報告と届出	
5	事業等報告規則	
6	自動車に関する表示	
第2章	旅客自動車運送事業運輸規則	73
第1	旅客自動車運送事業運輸規則の目的と一般準則等	73
1	旅客自動車運送事業運輸規則の目的と一般準則	
2	苦情処理	
第2	事業者	76
1	運賃料金の実施、掲示事項	
2	領収書	
3	運送引受義務と危険物等の輸送制限等	
4	事故と安全に関する規定	
5	過労防止等に関する規定	
6	乗務記録と事故の記録	
7	地図の備付け、事業用自動車の掲示、応急用器具等の備付	
8	事業用自動車の清掃と点検整備	
9	輸送の安全にかかわる情報の公表	
第3	運行管理者・乗務員・旅客・雑則	89
1	運行管理者	
2	乗務員	
3	旅客	
4	雑則	

第3章	タクシー業務適正化特別措置法	97
第1	タクシー業務適正化特別措置法の意義と目的等	97
1	タクシー業務適正化特別措置法とは	
2	タクシー業務適正化特別措置法の目的	
3	タクシーとハイヤー等の定義	
4	指定地域と特定指定地域	
5	タクシー運転者の登録	
第2	タクシー業務適正化事業	101
1	タクシー業務適正化事業と負担金	
2	負担金の徴収	
第3	タクシー業務の特別規制	103
1	タクシー乗場とタクシー乗車禁止地区の指定	
2	タクシー等に関する届出	
3	タクシーである旨の表示	
4	タクシー事業者乗務証	
第4	雑則	110
第4章	道路運送車両法	111
1	道路運送車両法とは	
2	自動車の登録	
3	道路運送車両の保安基準	
4	道路運送車両の点検と整備	
5	道路運送車両の検査	



# 凡例

## 1 法令および通達等の略語一覧

本書ではかっこ書で法令や通達等を記載する場合に、以下の略語を使用しています。

### <道路運送法関係法令>

道運	道路運送法
道運施令	道路運送法施行令
道運施規	道路運送法施行規則
運賃制度	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
処理方針	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について
標準約款	一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款
事故報規	自動車事故報告規則
期限更新	一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて
事業報規	旅客自動車運送事業等報告規則

### <旅客自動車運送事業運輸規則関係法令>

運規	旅客自動車運送事業運輸規則
地図規格	旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について
賠償基準	旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示

<タクシー業務適正化特別措置法関係法令>

タク特	タクシー業務適正化特別措置法
タク特施規	タクシー業務適正化特別措置法施行規則
表示	東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について

<道路運送車両法関係法令>

車両	道路運送車両法
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準
保安基準告示	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

## 2 条文番号の略記方法

本書では次のルールによって条文番号を略記しています。

条： 算用数字 (1 2 3)

項： ローマ数字 (I II III)

号： 丸数字 (①②③)

## 3 略記の例

例1) 道路運送法第五条第一項第三号 → 道運5 I ③

例2) 道路運送車両法第四十七条の二第一項 → 車両47 の2 I

## 4 その他

◀語群▶ 語群選択問題に出題された条文についての解説部分

◀発展▶ ◀参考▶ 試験のレベルを超えている解説部分

# 第1編 入門編（法令科目の全体像）

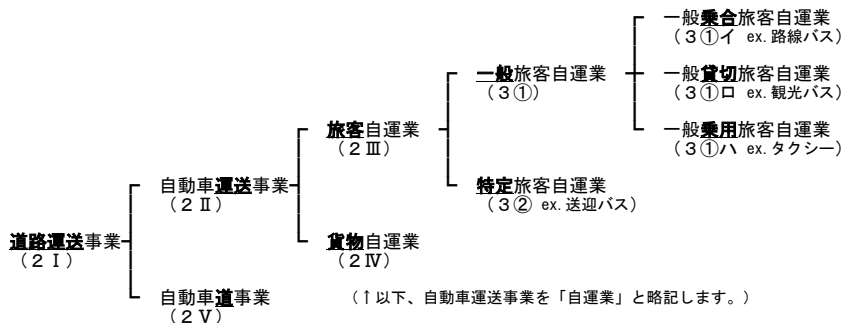
## 第1 道路運送法と関連法令について

個人タクシー試験の法令科目では「道路運送法」「タクシー業務適正化特別措置法」「道路運送車両法」という三つの法律とこれらに関連のある法令（関連法令）から出題されます。道路運送法の関連法令のうち「旅客自動車運送事業運輸規則」は重要度が高いので、独立して取り上げて学習します。

これらの中でも中心となるのは道路運送法です。この道路運送法にどのようなことが規定されているかについて、一緒に学ぶべき関連法令も含めて、そのあらましを見てみましょう。

### 1 道路運送法の守備範囲と旅客自動車運送事業の種類

〔道路運送法の守備範囲〕 まずは、道路運送法は何を対象にして規定をしているのか考えてみましょう。道路運送法の守備範囲は、**道路運送事業**です。自動車を使って運送事業を営む**自動車運送事業**（道運2Ⅱ）についてはイメージしやすいですが、これだけでなく、道路を作って事業を営む**自動車道事業**（道運2Ⅴ）をも対象としています（道運2ⅠⅡ）。また、**自動車運送事業**の中にも、私たちの営むタクシー事業のように、有償で（すなわち、お金などの対価をもらって）「旅客」を運送する**旅客自動車運送事業**（道運2Ⅲ）だけでなく、もう一つあって、有償で「貨物」を運送する**貨物自動車運送事業**（道運2Ⅳ）も含まれているのです（道運2Ⅱ）。このように、道路運送法の守備範囲はずいぶん広いのです。



【旅客自動車運送事業の種類】 次に旅客自動車運送事業の種類について考えてみましょう。旅客自動車運送事業は、まず二つに大別されていて、例えば、スクールバスなどのように、特定の人のために行う**特定旅客自動車運送事業**（道運3②）と、不特定（一般）の人のために行う**一般旅客自動車運送事業**（道運3①）とに分類されています。さらに、後者は、**一般乗合旅客自動車運送事業**（道運3①イ、路線バス）、**一般貸切旅客自動車運送事業**（道運3①ロ、観光（貸切）バス）、**一般乗用旅客自動車運送事業**（道運3①ハ、タクシー）に分類されています。私たちが試験のために勉強しなければならない部分は、この**一般乗用旅客自動車運送事業**に関係するところのみです。

## 2 道路運送法の概要

これから学習する道路運送法の範囲が明らかになったところで、その中身について見ていきましょう。ここでは、**事業計画**、**運賃料金**、**運送約款**という三つの仕組みを取り上げて説明し、その他にどのようなものについて学ぶのかについての概要を紹介します。

【事業の許可申請と事業計画】 タクシー事業というのはご存知のとおり許認可事業ですので、お役所から許可をもらわないと、事業を開始することができません（道運4）。そこで、どのような手続によって許可をしてもらうのか、ということが道路運送法に規定されていて、許可を受けようとする人は、必要な事項を書いた**申請書**を提出しなければなりません（道運5、道運施規4Ⅷ・

5・6IⅣ)。

許可をする側のお役所としては、これから事業を始めようとする人が「どこでどのような事業をどのように行おうとしているのか」という事業の青写真が分からないと許可をしていいのかダメなのかの判断をすることができません(道運6参照)。そこで、これから始める事業の青写真を申請書に記載してもらうこととして、許可をするかどうかの判断の材料にすることとしています。この青写真のことを事業計画と呼んでいます。

事業計画に定めなければならない事項として、①営業区域、②主たる事務所・営業所の名称と位置、③事業用自動車の数など、④自動車庫の位置と収容能力、が要求されています(道運施規4Ⅷ)。

[運賃料金の認可・届出] お役所からタクシー事業の許可を受けて事業を開始するとしても、運賃や料金は、各事業者が自由に設定できるものではありません。運賃を幾らにするか、また、待料金や迎車回送料金など、どのような料金を設定し、それらを幾らにするかなどについて、原則として、お役所のお墨付きを受けておかなければなりません(道運9の3I、道運施規10の3)。このお墨付きを認可といいます。タクシー事業は許認可事業ですから、色々とお役所に認めてもらわなければならないことが多いのです。

[運送約款の認可] タクシーの営業を法律的に考えると、お客様を目的地まで運送する対価として運賃をいただくという契約を結んでいるということです。これを運送契約といいます。が、運送契約の内容はこれだけではありません。例えば、運賃や料金の受渡し(収受)はいつどのようにするのか、もし事故が起きた場合などに事業者の責任はどうするのか、などなど、その他にも運送契約として決めておくべきことはたくさんあります。タクシーを利用してくださるのが少数の決まったお客様だけでしたら、いったん運送契約の内容を決めておいて、「いつもの契約内容でお願い」とすることもできるでしょう。しかし、流しの営業を基本とするタクシーはよく一期一会といわれるように、タクシーを利用してくださるお客様も不特定で多数の人々であることが通常です。そうすると、運送契約の内容について、乗車していただくお客様ごとに、その度ご

とに、その場の交渉によって決めるとしたならば、営業するたびに大変な手間と時間がかかってしまいます。それはすなわち、お客様の利益を害する結果となってしまう。

そこで、お客様ごとに、その度ごとに、その場の交渉で決めるのではなく、あらかじめ公平で妥当と考えられる画一的なルールを事業者が定めておいて、お客様には原則としてそのルールに従ってもらうという仕組みがとられています。この事前に定めたルールを運送約款と呼びます。

運送約款は事業者が定めるのですが、その内容を好き勝手に決めることができるとするならば、事業者が一方向的に自分に都合のいい内容にしてしまい、お客様（旅客）やお客様（旅客）となるべき一般の人々（公衆）の利益が害されてしまうおそれがあります。そこで、この運送約款についても監督官庁であるお役所のお墨付き（認可）を受けなければならない（道運11）こととなっています。

運送約款に記載しなければならない事項として、①事業の種別、②運賃・料金の收受や払戻しに関する事項、③運送の引受けに関する事項、④運送責任の始期と終期、⑤免責に関する事項、⑥損害賠償に関する事項、⑦その他運送約款の内容として必要な事項、が要求されています（道運施規12）。

【その他の規定】 道路運送法においては、事業計画、運賃料金、運送約款が試験上も重要なものですが、他にも、運送引受義務と引受けの拒絶についての規定や、区域外営業の禁止についての規定、安全に関する規定や重大な事故を起こした際の報告についての規定なども置かれています。

また、名義貸し等の禁止の規定や、事業を休止・廃止する際の規定、事業を譲渡する際の規定（みなさんは逆の譲渡を受ける立場ですね）、法令違反などをした際の事業の停止や許可の取消しなどについての規定、さらには、事業の報告についての規定なども置かれています。本論編では、これらについても学習します。

### 3 道路運送法の附属法令

【道路運送法の附属法令・法律と政令・省令の違い】 以上、道路運送法の内

容をざっとみてきましたが、実は、タクシー事業に関して必要な内容の全てがこの道路運送法に規定されているわけではありません。法律というものは私たち国民が守らなければならないルールですから、私たちの代表である国会議員のみなさんが国会で議論をしながら作るという建て前になっています。そうはいっても、全てを国会で決めるのは大変なので、大枠については国会で法律を作り、手続の細かなことなどについては、「省令で定めるところにより」などと法律に規定することによって、政令や省令を作るお役所の判断にお任せ（委任）しているのです。そして、お役所が政令とか省令というかたちで細かなルールを作っています。いわば法律が親分なら政令や省令は親分から指令を受けた子分ということになります。

このように、道路運送法に規定がある事項であっても、手続の細かなことなどは省令で定められています。道路運送法の所管は国土交通省なので、道路運送法に関しての細かなことは国土交通省令（古いものだと運輸省令）で定めています。道路運送法に関係のある省令は、これから紹介するように幾つかありますが、これらの省令などをまとめて道路運送法の「附属法令」と呼んだりします。

この道路運送法の附属法令の中でも非常に重要な省令として、道路運送法施行規則と旅客自動車運送事業運輸規則とがあります。順に見ていきましょう。

**[道路運送法施行規則]** 道路運送法施行規則は名前のとおり「道路運送法」を施行するための規則です。ほとんどの規定が「法第〇〇条の～は、××とする。」などと規定されていて、ここにいう「法」とは「道路運送法」を指すので、道路運送法の内容を補充するものとなっています。そこで、道路運送法施行規則は道路運送法と併せて勉強するのが合理的です。道路運送法だけ、道路運送法施行規則だけ、を取り出して勉強するのは効率が悪いのです。本書でも、道路運送法施行規則については、独立して取り上げて解説することはしないで、道路運送法と併せて必要な条文についてのみ解説を行っていきます。

**[旅客自動車運送事業運輸規則]** 次にもう一つの非常に重要な省令は「旅客自動車運送事業運輸規則」で、単に「運輸規則」と呼ぶことが多いです。前述

のとおり、道路運送法の守備範囲は「自動車道事業」や「貨物自動車運送事業」も含むものでずいぶん広いです。そのうちの、特に旅客自動車運送事業に限定して規定を設けている省令が運輸規則です。ですから、この運輸規則は、いわば道路運送に関する法規のうちの旅客自動車運送事業スペシャルっていう感じのものです。タクシー事業も旅客自動車運送事業に含まれていますから、運輸規則は道路運送法に次いで重要性が高いといえます。条文数も多いので独立してしっかりと勉強しなければなりません。そこで、本書では、道路運送法の解説の次に、独立して運輸規則を取り上げて解説を行っていきます。

【その他の道路運送法の附属法令①・自動車事故報告規則】 道路運送法施行規則は道路運送法の範囲全般を対象とした省令であり、運輸規則は旅客自動車運送事業の範囲に限定されていますがその全般を対象とした省令です。これらの省令に対して、特定の事項のみを対象とした省令があります。その一つが、「自動車事故報告規則」で、単に「事故報告規則」と呼ぶことが多いです。道路運送法第29条は、自動車が転覆したり火災を起こしたりするなど重大な事故があった場合には遅滞なくお役所に報告しなければならないと規定していますが、この場合のほか、どのような場合に報告をしなければならないか、どのような事項について、どのように報告をするのか、については国土交通省令にお任せ（委任）しています。これに基づいて作られた国土交通省令が事故報告規則です。事故報告規則では、一定の重大な事故があった場合には、30日以内に事故報告書を提出しなければならない（事故報規2・3）とし、特に重大な事故があったときは、報告書の提出に加えて、24時間以内に電話やファクシミリ等によって速報しなければならないと定めています（事故報規4）。試験にもよく出題される重要な省令です。

【その他の道路運送法の附属法令②・事業等報告規則】 特定の分野を対象とした省令のもう一つが「旅客自動車運送事業等報告規則」です。単に「事業等報告規則」と呼ぶことが多いです。こちらの省令も重要です。タクシー事業は許認可事業ですから、お役所が事業者を監督するためには色々な情報が必要となります。そこで、道路運送法第94条は、道路運送法の施行に必要な限度に



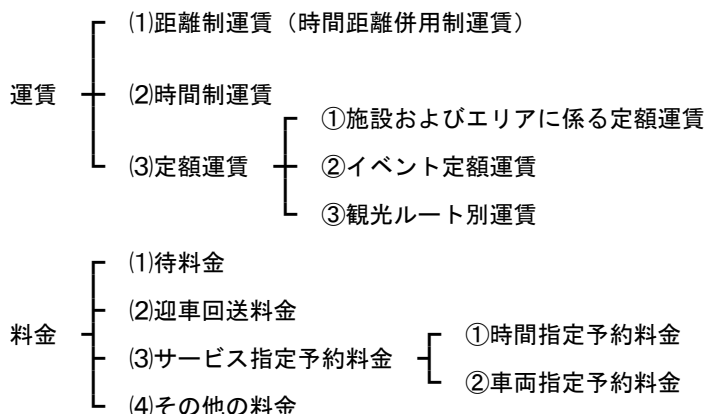
において、道路運送事業者に、事業に関して報告をさせることができる旨を規定しています。この報告の手続をどのように行うかについても国土交通省令にお任せ（委任）しています。これに基づいて作られた国土交通省令が事業等報告規則です。事業等報告規則においては、事業報告書と輸送実績報告書という二つの報告書を提出するように定めています。提出期限についてよく出題されるので覚えておきましょう。事業報告書は毎事業年度経過後 100 日以内、輸送実績報告書は毎年 5 月 31 日までです。

#### 4 通達と告示

【通達とは】 ここまでみてきた道路運送法とその附属法令とは別に、いわゆる「通達」というものや「告示」というものがあります。通達は、お役所のトップが部下などに対して、法令の解釈や取扱いを統一するために出すもので、いわば、お役所内部の業務命令ないしマニュアルのようなものです。けれども、私たち事業者も、お役所の取扱いに従わなければ許認可を受けることはできません。すなわち、通達は、お役所内部の業務命令だからといって無視することはできないものであり、法令と同じように扱われているのです。なお、広い意味ではのちに述べる「告示」や「公示」なども含めて通達と呼びます。試験対策上はこの点にこだわる必要はありませんので、法令以外でお役所が発するものを通達と考えておけば十分です。特に、実務上も試験対策上も重要な通達としては、運賃料金に関する通達、期限更新に関する通達、タクシー車両の表示に関する通達（表示通達）などがあります。

【運賃料金に関する通達】 運賃料金に関する通達のうち最も重要なものは、「一般乗用旅客自動車事業の運賃及び料金に関する制度について」という通達です。長い名前なので、「運賃料金制度」と略して呼ぶことが多いです。この通達では、運賃料金の種類や割増・割引などについて規定しています。また、「一般乗用旅客自動車事業の運賃料金の認可の処理方針について」という通達もあります。「運賃料金認可処理方針」とか「処理方針」と略して呼ぶことが多いです。

【運賃料金制度】 運賃料金制度に定められている運賃と料金の種類を紹介しておきましょう。既にタクシー乗務員の経験があるみなさんの中には運賃料金についてご存知の方も多と思います。詳しいことは本論編で説明しますので、ここでは次の樹形図を見てどのような種類があるのか、名前だけでも確認しておきましょう。適用した経験のないものでもネーミングからイメージできるものがほとんどではないでしょうか？



【運賃の種類】 運賃は、(1)距離制運賃が原則です。ただし、信号待ちや渋滞時など一定の速度（時速10km）以下になったら時間で運賃が上がる仕組みになっていて、これを時間距離併用制運賃といいます。次に、(2)時間で運賃が上がる時間制運賃もあります。さらに、(3)一律の金額で空港の送迎を行うなどの定額運賃もあります。定額運賃は3種類があり、空港の送迎の例は①施設およびエリアに係る定額運賃といいます。他の定額運賃は、②イベント開催中に設定されるイベント定額運賃と③観光ルート別運賃です。

【料金の種類】 料金についても、(1)お客様の都合で待たされる際の待料金や、(2)無線などの迎車のときの迎車回送料金、また、(3)一定のサービスを指定して予約する際のサービス指定予約料金があります。サービス指定予約料金には、①「朝6時に来てね」などと指定する時間指定予約料金と、②「ワゴン車で来てね」などと指定する車両指定予約料金とがあります。さらには、これら以外

の(4)その他の料金というのもあります。その他の料金は実例が思い浮かばないのですが、今後、国際化社会が進むと、「英語を話せるバイリンガルのドライバーでお願い」などに対する料金がその他の料金に設定されるかもしれません。

この運賃の種類（(1)距離制運賃、(2)時間制運賃、(3)定額運賃（①施設およびエリアに係る定額運賃、②イベント定額運賃、③観光ルート別運賃））と、料金の種類（(1)待料金、(2)迎車回送料金、(3)サービス指定予約料金（①時間指定予約料金、②車両指定予約料金）、(4)その他の料金）は、最終的にしっかりと覚えておく必要があります。

【期限更新に関する通達】 期限更新に関する通達としては、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて」というものがあります。長いタイトルなので「期限更新等取扱い」とか「期限更新」などと省略して呼ぶことが多いです。道路運送法では、私たちのタクシー事業の許可や認可には、条件や期限を付けることができる（道運86I）と規定していて、期限付きであるため、数年おきに更新しなければなりません。自動車の運転免許と似ていますね。その際の手続などを定めたのが期限更新等取扱いです。

期限更新等取扱いは、その他に、「代務運転制度について」も規定しています。個人タクシー事業には「他人に事業用自動車を営業のために運転させてはならない」旨の条件が付されていますが、これを一定期間変更して、他人を使用することができるようにするものです。

さらに、「事業の休止及び廃止について」についても規定しています。タクシー事業者が事業を休止する際には「休止届」をお役所に提出しておかなければならないのですが、個人タクシー事業者が30日以内の休止をする場合については「休止届」の提出に代えて「日報に記載」しておけば足りるとしたものです。

【表示通達】 表示通達は地域ごとに異なっていて、東京都では「東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて」という通達があります。表示通達では、車内表示装置の表示事項（スーパーサイン）や車外表示装置（あんどん）、車外表示、車内表示・掲示事項、表示板などを規

定しています。インターネットでも閲覧することができます。タクシー乗務員なら理解できることばかりですから読んでみましょう。

【告示・標準運送約款】 告示とは、一般にお知らせをするためのものです。告示について重要なものとして「一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款」があります。単に「標準運送約款」と呼びます。運送約款の認可のところで説明しましたように、運送約款には記載しておかなければならない多くの事項が決められていて、これらを満たしていないとお役所からお墨付き（認可）がもらえません。標準運送約款は、これらの必要な事項を満たしたものをお役所の側が作ってくれたモデル（雛形）です。標準運送約款を使いたい人は自由に使ってくださいという趣旨で告示という形式で公表してくれているのです。標準運送約款を使うと、（初めから定める場合と、のちに標準運送約款に変える場合のどちらも）お役所のお墨付き（認可）を受けたのと同じ扱いがされることとされています（道運11Ⅲ）。その結果、認可手続は必要ありませんので、多くの事業者が標準運送約款を使っています。

## 5 お役所の組織と権限の委任

【お役所の組織と国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長】 国の行政を行うためのお役所の組織として、内閣がありその下に内閣府と11の省があります。タクシー事業を管轄するお役所は、国土交通省で、その下に全国に9つの地方運輸局が置かれ、さらにその下に運輸支局が置かれています。

お役所が何かをするときは、そのトップの名前で行われます。国土交通省であれば国土交通大臣、地方運輸局であれば地方運輸局長、運輸支局であれば運輸支局長です。

ただし、沖縄は、地方運輸局の仕事を内閣府の沖縄総合事務局で行なっているので、地方運輸局長ではなく沖縄総合事務局長が行います。また、兵庫県は運輸支局の仕事を運輸管理部で行なっているので運輸支局長ではなく運輸管理部長が行います。

これらのお役所のトップを行政庁と呼ぶことがあります。国土交通大臣も、地方運輸局長も、運輸支局長も、沖縄総合事務局長も、運輸管理部長も、みんな行政庁です。法令では、「国土交通大臣は～」とか、「地方運輸局長は～」

と書いてありますが、本書では、その区別が試験対策上重要でない限り、「お役所は～」と記述しています。すなわち「お役所」＝行政庁です。

【権限の委任】 道路運送法では、国土交通大臣の権限とされているものが数多くあります。しかし、現実には国土交通大臣がその全てをこなせるわけではありません。そこで、国土交通大臣の権限のうち旅客自動車運送事業に関するもののほとんどは地方運輸局長の権限とされています（道運施令ⅠⅡ）。これを権限の委任といいます。

道路運送法についての権限の委任は道路運送法施行令という政令で定められています。なお、権限の委任は道路運送法だけでなくタクシー業務適正化特別措置法などの他の法律でも行われています。

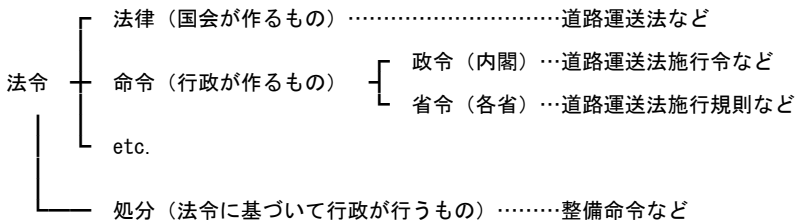
権限の委任が行われると、もともと権限を持っていたお役所（国土交通大臣など）はその権限を失い、委任されたお役所（地方運輸局長など）の権限となります。

【◀参考▶法律・命令・処分の違い】 法令とは、法律と命令を合わせた呼び方です。立法府である国会が作るルールを法律といい、政令や省令などのお役所（行政）が作るルールを命令といいます。政府すなわち内閣で作られるものが政令で、国土交通省などの各省で作られるものが省令です。

これらの法令に基づいて行われるものを処分といいます。例えば、自動車が整備不良である場合には、お役所が整備命令を出すことがあります。これは道路運送車両法という法律に基づく処分です。整備「命令」というネーミングなのに処分だなんて分かりにくいですね。みなさんが開業する際にも法律に基づく処分として、お役所の許可処分（新規許可の場合）や認可処分（譲渡譲受の場合）がされます。

なお、法律、命令、これらに基づく処分については道路運送法第40条で登場します。

<法令・法律・命令・処分の区別>



## 第2 タクシー業務適正化特別措置法と関連法令について

道路運送法について、ここではタクシー業務適正化特別措置法という法律のあらましを見てみましょう。タクシー業務適正化特別措置法は、略して「タク特法」と呼ぶことが多いです。

【タクシー業務の問題点とタク特法】 タクシー乗務員の待遇は、ほぼ歩合制です。そうすると、お金を稼ぎたい乗務員は、勤務時間や乗務時間を守らずに帰庫遅れを繰り返したり、また、休憩を取らずに走り続けることによって高営収を狙います。これを放置すると乗務員が過労運転を繰り返すこととなって、輸送の安全の確保ができなくなってしまう。また、近距離のお客様よりも長距離のお客様にご乗車していただいた方が効率的に営収アップを図れますから、見るからに近距離そうなお客様をパス（乗車拒否）するなど客選びをして営収アップを図る不届き者も現れてきます。これもまた放置すると、利用者の利便の確保ができなくなってしまう。

このように、タクシー業務においては、輸送の安全の確保と利用者の利便の確保とを図ることが重要となってきます。そのために作られた法律がタク特法です。タク特法では、地域を以下のように三つの段階に分けて対策を立てることとしています（タク特1）。

【全ての地域での対策】 まず、全ての地域について、タクシー運転者を登録制にすることとしています（タク特1・3）。

【指定地域での対策】 次に、前記の輸送の安全の確保と利用者の利便の確保が困難となるという弊害がひどい地域については、お役所がその地域を「指定地域」として指定できるものとしています（タク特2の2I）。この指定地域では、タクシー運転者に輸送の安全の確保と利用者の利便の確保とについての試験を実施するという方法で対策を立てることとしています（タク特1）。

〔特定指定地域での対策〕 さらに、指定地域の中でも、**特に利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域**については、お役所がその地域を「特定指定地域」として指定できるものとしています（タク特2の3I）。この特定指定地域では、タクシー業務適正化事業の実施を促進するという方法で対策を立てることとしています（タク特1）。具体的には、①乗車拒否などの取り締まりや指導、②研修の実施、③お客様からの苦情処理、④タクシー乗場の設置という対策が行われています（タク特34I）。

〔タク特法で学ぶこと〕 タク特法では、適正化実施機関としてのタクシーセンターの仕事内容や負担金について、乗車禁止地区、タクシーに関する届出、個人タクシーである旨の表示、個人タクシー事業者乗務証の発行・再発行・表示方法などについて学びます。

〔タク特法の附属法令・タク特法施行規則〕 タク特法の附属法令として、タクシー業務適正化特別措置法施行規則があります。タク特法施行規則と略して呼ぶことが多いです。タク特法施行規則は、タク特法の内容を補充するものとなっていて、道路運送法に対する道路運送法施行規則の関係と同様で、タク特法施行規則もタク特法と併せて勉強するのが合理的です。そこで、本書では、タク特法施行規則についても、独立して取り上げて解説することはしないで、タク特法と併せて必要な条文についてのみ解説を行っていきます。

### 第3 道路運送車両法と関連法令について

最後に道路運送車両法という法律とその附属法令についてのあらましを見てみましょう。道路運送車両法は、略して「車両法」と呼ぶことが多いです。

〔道路運送車両法とは〕 車両法については、今までみてきた道路運送法や運輸規則、タク特法とはやや趣きが異なっています。タクシー事業に関するものではなくて、車両一般に関してのルールなのです。ですから、自動車を持つてる人であればご存知の事項も多いと思います。例えば、自動車で公道を走るには、自動車の登録を受けてナンバープレートを付けなければなりません。また、自動車を売買したときは、名義変更をしなければなりません。さらには、日常点検をしたり、定期的に点検整備をしなくてはなりませんし、数年おきに車検を受けなければなりません。これらについてのルールを規定しているのが車両法です。タクシー事業は、当然のことながら「自動車」を使用して行われるものですから、車両法についても、タクシー事業に必要な範囲についてのみ出題されることとなっています。

〔車両法で学ぶこと〕 車両法では、ナンバープレート（自動車登録番号標）の封印と表示、自動車の登録（変更登録・移転登録・永久抹消登録）、自動車の保安基準、自動車の点検・整備と定期整備記録簿、自動車の車検証（自動車検査証）と車検（継続検査）などについて学びます。

〔車両法の附属法令①・道路運送車両の保安基準〕 車両法は、自動車の装置について保安上、公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければならぬ旨を規定しています（車両41）。これに関連して道路運送車両の保安基準という省令があります。単に保安基準と呼ぶことが多いです。保安基準では多くのものの規格を定めていますが、私たちは、自動車の窓ガラス、発煙筒などの非常信号用具（保安基準43の2）や、三角表示板などの警告表示版（保安基準43の3）と停止表示器材（保安基準43の4）について学びます。



〔車両法の附属法令②・車両の点検・整備と自動車点検基準〕 自動車の点検・整備に関しては、自動車点検基準という省令があり、日常点検基準などを定めています。この日常点検基準（別表第一）においては、例えば、ブレーキ、タイヤ（空気圧・亀裂や損傷など）や、灯火装置・方向指示器については、（1日に1回、その運行の開始前に）日常点検をするように定めています。ただし、タイヤの溝の深さや、バッテリー、原動機、ウインド・ウォッシャ、ワイパーは、走行距離、運行時の状態などから判断した適切な時期に行えば足りることとしています。

## 第4 法令集の使い方と法令の仕組み等について

### 1 個人タクシー法令試験で出題される法令等一覧

個人タクシー法令試験で出題される分野のあらましを全般的に紹介しました。ここまでに紹介した法律や省令、通達などが法令集のどこにあるのか、法令集にダグを貼っておくなり、自分用の目次を作っておくなりして、すぐに開けるようにしておきましょう。

すぐに該当ページを開けるようにしておく必要がある法令等一覧は次のとおりです。

なお、私の作った法令集や問題集では、表紙が目次になっています。必要な方ははしがきに記載したサイトで「個人タクシー試験対策法令集」「個人タクシー試験対策問題集」「個人タクシー試験対策法令集&法令集」をお求めください。

<すぐに該当ページを開けるようにしておく必要がある法令等>

法律：道路運送法、タク特法、車両法

省令：道路運送法施行規則、運輸規則、事故報告規則、事業等報告規則、タク特法施行規則、保安基準、自動車点検基準

通達：運賃料金制度、運賃料金認可処理方針、期限更新等取扱い、表示通達

告示：標準運送約款

### 2 条文に書いてある言葉のルール

法令に出てくる言葉でビミョーに意味が違うものがあります。

【「以上」「以下」と「超える」「未満」】 「以上」「以下」は、基準となる数を含む場合で、例えば「1万円以上の罰金」なら1万円を含みます。これに対し、「超える」「未満」は、基準となる数を含まない場合で、例えば「18歳未満入場禁止」なら18歳は含みません（18歳なら入場できます。）。

〔「以前」「以後」と「前」「後」〕 「以前」「以後」と「前」「後」も同様に含むか含まないかの違いで「以」が付いている方は基準となる数を含みません。例えば「申請日以前3年間」なら申請日を含みます。

### 3 法令の書き方の仕組み、条文の読み方等について

法令の書き方には一定のルールがあります。このルールに従って、法令がどのような仕組みでできているのかや、条文の音読の仕方、本書で用いられている省略表記の方法について紹介する内容のものを法令風にして作りました。次ページに掲載しましたので読んでみてください。題して「条文の読み方等について」です。

## 条文の読み方等について

### (目的)

第一条 この「条文の読み方等について」は、条文の読み方や省略表記を学ぶためのものです。多くの法令では、このように第1条に、その法令の目的規定が置かれています。

### (タイトル)

第二条 条文の「第〇条」の上に、かっこ書で「タイトル」が付けてあります。音読をするときは「タイトル」を読んだから「第〇条」と続けます。

### (項、号の仕組みと読み方)

第三条 本条のように「第〇条」の後に算用数字から始まる段落が続いている条文の場合、条文の最初の部分を「第1項」といいます。ただし、音読する場合には「第〇条」とのみ読み、「第〇条第1項」とは読みません。

2 算用数字から始まる部分を「項」といいます。この部分は算用数字の「2」ですから「第2項」と読みます。

3 この部分は算用数字の3ですから「第3項」と読みます。

4 「項」の中を分けて規定を置くときは漢数字を用います。

一 漢数字の部分を「号」といいます。この部分は漢数字の「一」ですから「第1号」と読みます。

二 この部分は漢数字の「二」ですから「第2号」と読みます。

5 「号」の中を分けて規定を置くときはカタカナの「イロハ・・・」を用います。

### (項がない条文)

第四条 本条のように「第〇条」の後に算用数字から始まる段落が続かない条文は、「項」がないので単に「第4条」と読みます。

(枝番号)

第四条の二 本条のように第四条と第五条との間に、法改正により新しい条文を挿入する場合には、後に続く条文の番号がずれるのを防ぐため、枝番号を付けて「第四条の二」というように挿入されることがあります。

2 「項」と「項」の間や「号」と「号」の間に、新しい「項」や「号」が挿入される場合も、同様です。

(省略表記)

第五条 法令名を省略して表記する場合があります。例えば「道路運送法」は「道運」と省略する場合があります。

2 条文を省略して表記する場合には、条文番号は算用数字のみを記載し、「第」と「条」とを省略します。「第」だけを省略することもあります。

3 「項」を省略して表記する場合には、ローマ数字の大文字で記載します。

4 「号」を省略して表記する場合には、丸数字で記載します。

5 省略表記の例を示すと次のとおりとなります。

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| 一 道路運送法第1条         | 道運1        |
| 一の二 道路運送法第1条       | 道路運送法1条    |
| 二 道路運送法第2条第1項      | 道運2 I      |
| 三 道路運送法第3条第1号      | 道運3 ①      |
| 四 道路運送法第5条第1項第2号   | 道運5 I ②    |
| 五 道路運送法第9条の3第2項第4号 | 道運9の3 II ④ |

附 則

法令の最後には、「附則」が置かれます。ここには施行期日や経過措置などが規定されています。

この法令集の使い方と条文の仕組みや読み方についてを学び終えたら、いよいよ本論編に突入です。本論編を読む際は、試験に必要な知識を身につけるために、法令集を開いて条文と一緒に読み進めましょう。文章中や、かつこ書で条文の番号が記載してあるときは、その条文を参照しながら読み進めましょう。

無

事

故

無

違

反

!!!



<http://daiichij.s17.xrea.com>

Mail:aimototaxi.tokyo@gmail.com

上記サイトに Web 版の「語群選択問題集」その他の資料がありますのでご利用ください。

(筆者のサイトの QR コード)



個人タクシー試験対策 個タク法令教科書(1)

発行日 平成 30 年 9 月 10 日

平成 30 年 10 月 7 日 4 刷

著 者 aimoto

(<http://daiichij.s17.xrea.com>)

発行者 同上

印 刷 製本直送.com/他

頒 価 1,890 円

(上記サイトに Web 語群選択問題集があります。)